

議案第 6 号

目黒区立在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区立在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例

目黒区立在宅介護支援センター条例（平成 6 年 12 月目黒区条例第 43 号）  
の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「目黒区立東山在宅介護支援センター 東京都目黒区東山三丁目 24 番 6 号  
目黒区立東が丘在宅介護支援センター 東京都目黒区東が丘一丁目 6 番 4 号」  
を「目黒区立東が丘在宅介護支援センター 東京都目黒区東が丘一丁目 6 番 4  
号」に改める。

第 3 条第 6 号中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 4 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

(1) 日曜日

付 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(説明) 在宅介護支援センターを廃止するとともに、地域における医療及び  
介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成  
26 年法律第 83 号）により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）が改正  
されることに伴い、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案  
を提出します。

## 資料 1

## 目黒区立在宅介護支援センター条例の一部を改正する条例案新旧対照表

( \_\_\_\_\_ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(名称及び位置)  第2条 在宅介護支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 <u>目黒区立東が丘在宅介護支援センタ</u> 東京都目黒区東が丘一丁目 6番4号 二	(名称及び位置)  第2条 在宅介護支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 名称 位置 <u>目黒区立東山在宅介護支援センタ</u> 東京都目黒区東山三丁目 24番6号 <u>目黒区立東が丘在宅介護支援センタ</u> 東京都目黒区東が丘一丁目 6番4号 二
(事業)  第3条 在宅介護支援センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(5) (現行に同じ。) (6) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） <u>第8条</u> 第24項に規定する居宅介護支援を行うこと。 (7) (現行に同じ。) (休業日等)  第4条 在宅介護支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区	(事業)  第3条 在宅介護支援センターは、第1条に定める目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)～(5) (省略) (6) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。） <u>第8条</u> 第23項に規定する居宅介護支援を行うこと。 (7) (省略) (休業日等)  第4条 在宅介護支援センターの休業日は、次のとおりとする。ただし、区

長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2)・(3) (現行に同じ。)

2・3 (現行に同じ。)

長は、必要があると認めるときは、臨時に休業日を定めることができる。

(1) 目黒区立東が丘在宅介護支援センターについては日曜日、目黒区立東

山在宅介護支援センターについては月曜日

(2)・(3) (省略)

2・3 (省略)

資料 2

目黒区立東山在宅介護支援センター位置図

(東京都目黒区東山三丁目 24番6号)

